

# 入札説明書

令和 8 年 4 月 15 日  
狭山市教育委員会  
生涯学習部教育施設管理課

1. 工 事 名 称 狭山市立新狭山小学校校舎改修工事
2. 工 事 場 所 狭山市入間川 1 1 0 8 番地
3. 工 期 契約日から令和 9 年 1 月 1 5 日まで
4. 工 事 概 要 小学校校舎（鉄筋コンクリート造 3 階建て）の改修工事  
外壁改修工事 1 式  
屋上防水改修工事 1 式  
給排水改修工事 1 式  
トイレ改修工事 1 式
5. 施 工 上 の 諸 注 意
  - ・ 工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
  - ・ 工事の実施に際しては、市担当者と十分連絡調整を図り実施すること。
  - ・ 工事中給排水電力等は受注者の責によること。
  - ・ 搬入路及び周辺道路においては、関係部所と十分協議し、誘導員を適切に配置するなど、十分な安全対策を講ずること。
  - ・ 児童の通学路と搬出入経路が重複するため、登下校の時間帯の搬出入を避ける等、特に安全に配慮して工事を行うこと。又、敷地内児童利用者の登所動線と搬出経路とも重複しているため、同様に配慮すること。
  - ・ 道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
  - ・ 校舎内での作業は、騒音、断水、停電等によって学校運営に支障がないよう十分に学校との調整を図ること。
  - ・ 工事工程については、学校運営に配慮した計画とすること。
  - ・ 工事中駐車場が不足する場合には学校敷地外に受注者にて確保すること。

## 6. そ の 他

- ・落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- ・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。

## 7. 見積用設計図書

設 計 図	表紙共	123	枚
参考数量書	表紙共	97	枚

## 8. 設 計 に 関 す る 質 問 回 答

質問方法	質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
受付日時	令和8年4月22日（水）午前10時まで
回答方法	質問があつた場合は、狭山市公式ホームページに掲載
回答日時	令和8年4月27日（月）午前10時から